

第479回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲夫
(2) 発送年月日 令和3年7月20日(火曜日)

委員会の開催

- (1) 日 時 令和3年8月3日(火曜日)
○開会 午後2時00分
○閉会 午後4時00分
(2) 場 所 行政庁舎9階 第一議室

議題

審議事項

- (1) 秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示(案)について
(2) あわび漁業及びさより機船船びき網漁業の制限措置(案)等について

協議事項

海区漁業調整委員会交流会について

報告事項

- (1) 第35回太平洋広域漁業調整委員会について
(2) 令和2年度さけ来遊状況及び令和3年度さけ来遊予測について

その他

出席委員

会長	關 哲夫	委員	鈴木 章登
会長代理	岩沼 徳衛	"	千葉 富夫
会長代理	鈴木 政志	"	平井 光行
委員	高橋 平勝	"	館田 あゆみ
"	菊田 守	"	尾定 誠

〃 高橋一郎

〃 石森裕治

〃 大江清明

〃 木村千之

欠席委員

委員 伊藤新造

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

○事務局 鈴木総括次長

開会に先立ちまして、前回の委員会の際に御報告申し上げましたが、全国海区漁業調整委員会連合会通常総会及び70周年記念大会において、關会長が水産庁長官感謝状を授与されましたので、水産林政部 石田副部長から感謝状の贈呈を行わせていただきます。

（石田副部長から表彰状の贈呈）

○關会長

（一言）

○事務局 鈴木総括次長

ありがとうございました。

それでは、第479回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況は、14名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の挨拶を關会長からお願いいたします。

○關会長

（挨拶）

○事務局 鈴木総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 石田副部長から御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 石田副部長

（挨拶）

○事務局 鈴木総括次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。配布資料には、右上に番号を振っております。次第と出席者名簿に続きまして、資料1といたしまして、審議事項（1）「秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）について」、資料2といたしまして、審議事項（2）「あわび漁業及びさより機船船びき網漁業の制限措置（案）等について」、資料3といたしまして、協議事項「海区漁業調整委員会について」、資料4といたしまして、報告事項（1）「第35回太平洋広域漁業調整委員会について」、資料5といたしまして、報告事項（2）「令和2年度さけ来遊状況及び令和3年度さけ来遊予測について」、以上、5種類の資料となっております。御確認いただき、不足等がありましたら事務局にお声がけください。

それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

○關会長

はい、それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

5番の菊田委員、12番の館田委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。

それでは、お手元の会議次第により議事を進めてまいりますので、よろしくお願ひします。

○關会長

審議事項（1）「秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）について」を上程いたします。事務局から御説明お願ひします。

長谷川事務局長よろしくお願ひします。

○事務局 長谷川事務局長

秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示案について御説明を申し上げます。

委員の皆様、御承知のとおり、さけにつきましては、北海道はじめ東北各県などで各地でふ化放流事業が行われております。こうした経過もございまして、さけについては、その帰属を巡る漁業調整課題がありますことから、本県の固定式刺し網漁業についても、国や関係道県で組織されております秋さけ資源管理調整協議会というところで、管理されている状況でございます。

今回、御審議いただきます秋さけ固定式刺し網漁業につきましては、平成8年ですから、25年ほど前になろうかと思うんですが、ここから海区漁業調整委員会の届出漁業として制度化をされまして、その後、平成17年度からは海区漁業調整委員会の承認漁業に移行いたしまして、操業の区域、操業期間、操業隻数、操業実績の確認など、一定のルールをもとに現在まで継続して行われている状況にございます。

今年度につきましても、引き続き、海区漁業調整委員会の指示に基づく承認漁業として取り扱いを行いまして、操業秩序の維持を図って参りたいというふうに考えております。

本日は昨年度の漁獲実績、また、今年度の取扱方針に沿った委員会指示の発動について、

委員の皆様方に御審議いただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。
詳細につきましては、担当から御説明を申し上げます。

○事務局 菅原技師

資料1、審議事項（1）といたしまして、「秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）について」御説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、1ページでございますが、1. 経過となってございまして、先ほど事務局長からも御説明ございましたが、秋さけを対象とした漁業につきましては、さけの帰属やさけの回帰する隣県との先獲り問題であったりとか漁業調整課題があることから、国の秋さけ資源管理調整協議会により管理されているところでございます。本県では、秋さけ固定式刺し網漁業につきましては、もともと北部の方で自由漁業として刺し網が営まれてございましたけれども、安定した漁獲と適正な管理を目的といたしまして、平成8年度から海区漁業調整委員会指示に基づく届出漁業となりまして、その後、平成17年度からは、同委員会指示に基づく承認漁業に移行いたしまして、現在に至っております。

2. 下の部分で昨年度の承認状況等を記載してございますけども、昨年度は委員会指示の承認隻数の上限を148隻といたしまして、そのうち、令和2年度漁期につきましては、北部の方で未申請4隻、さけの不漁であったり、漁業をやめた方であったりとか、健康上の理由から辞めた方など、そういう方が4隻未申請でございまして、合計で新規含めた144隻の承認を行ったところでございます。

3. 漁獲量ですけども、こちらは後ほど別紙にて御説明させていただきます。下に参りまして、4. 令和3年度漁期に向けた取扱いということで、昨年度と比較しまして漁業法改正による委員会指示の内容の項目であったり、それに伴う漁業調整規則等の条項の変更がございまして、そういう部分の変更と、下に移りまして、令和2年度未申請の4隻につきましては、令和3年度は隻数抑制の観点から承認対象外といたしまして、上限が4隻減となってございまして、令和3年度は144隻を上限として考えてございます。

5. 新規承認枠の考え方（案）ということで、令和2年度の承認実績144隻と記載ございます。そのうち、令和3年度承認可能隻数とございますけども、こちら後ほど取扱方針でも御説明させていただきますが、継続承認、新規承認とございますけれども、継続承認の基準といたしましては、許可を受けてから直近3年中2年間実績がある者、また、2年間のうち1年間実績がある者等を対象としてございまして、その隻数が今回139隻となってございまして、新規承認につきましては、昨年度まで許可を受けておりまして、全く実績がない者、3年のうち1年しか実績がない者、2年のうち1回も実績がなかった方、そういう方を新規承認枠となりまして、今回はそちらをあわせました144隻を今回の承認枠として考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。秋さけ固定式刺し網漁業の承認の一覧表となってございまして、左から支所ごとの昨年度の継続承認可能枠、その右が昨年度の承認隻数、その隣が昨年度新規になられた新規枠6隻となってございまして、そして、右側の網掛けの部分となってございますが、今年度継続承認枠といたしましては、先ほども御説明しましたけれども、139隻となってございまして、そのうち、実績がなく新規になる者が一番右に書いてございまして、今回、大島から1隻、歌津1隻、志津川1

隻の北部としては計3隻、中部といたしましては、十三浜1隻、牡鹿1隻の計5隻となつてございます。

次に、3ページをお願いいたします。今年度の秋さけ固定式刺し網漁業の承認日程（案）となってございまして、冒頭で少し御説明ありましたとおり、国の資源管理協議会により管理されてございまして、昨日8月2日に太平洋、日本海を含めました秋さけ資源管理調整協議会というものがございまして、例年ですと東京で開催されているんですけど、新型コロナの関係でWEB会議となってございまして、昨年度の実績と今年度の方針について説明をいたしまして、承認をいただいているところでございます。また、本日、下に移りまして海区漁業調整委員会となってございまして、こちらで委員会指示について審議を行いました、承認いただければ、8月10日、火曜日に委員会指示を発動いたしました、8月11日から8月23日までの期間を申請受付期間といたしまして、申請を受けまして、次回、現在のところ9月2日を予定しておりますが、海区委員会での新規承認者の承認について御審議をいただき、9月25日からの操業開始といったスケジュールとして考えてございます。

1枚おめくりください。こちら4ページは、令和2年度漁期における昨年度の秋さけの操業状況となってございまして、上の（1）の秋さけの漁業種別の漁獲量を示してございまして、網掛けの令和2年の部分でございますけども、定置網、刺し網、その他として、海面の合計は数量といたしまして15万3,000尾、金額といたしまして4億800万円となってございます。中段は漁獲量の推移を示してございますが、昨年度はかなり漁獲が低い状況となってございます。

次に、5ページをお願いいたしますが、上の（2）秋さけ固定式刺し網漁業の承認隻数と着業隻数の推移でございますけども、右側に昨年度の状況が示してございまして、承認隻数は144隻でございまして、そのうち、着業されたのは120隻、着業割合としては83%となってございます。

次に、7ページをお願いいたします。先ほども御説明しましたが、固定式刺し網漁業承認取扱方針となってございまして、I. 承認隻数、新規承認隻数枠につきましては、先ほどもお話しましたとおり、上限は144隻と考えてございまして、そのうち、新規承認隻数は5隻以内と考えてございます。下に移りまして、II. 新規承認者の取扱いでございますけれども、今年度から新規着業される者、令和元年度以前に届出した者または承認された者で昨年度承認を受けていない者となってございます。下に移りまして、承認、新規承認者の選定でございますけども、優先順位1といたしまして、漁船漁業専業者であること。2つ目、優先順位2といたしまして、漁業後継者であること、若者を優先するといったような考えでおります。

次に、8ページ目をお願いいたします。1番上、承認の対象者を載せてございますけども、先ほども御説明しましたとおり、承認の対象者といたしましては、1つ目、昨年度承認証の交付を受けて水揚げ実績を有する者、2つ目といたしましては、昨年度実績がない者のうち次のいずれかに該当する者と示されてございますけども、1つ目といたしましては、平成30年度、令和元年度に承認証交付を受けまして、いずれの年度におきましても水揚げ実績のある者、いわゆるこれが3中2、3年のうち2年間実績がある者。（2）といたしましては、令和元年度に新規に承認証の交付を受けた者であって、令和元年（昨年）度に実

績を有する者、これが2年のうち1年実績を有する者。1番下といたしまして、昨年度新規承認証を受けた者、1年目の者などと対象者を示して取りまとめてございます。

次に、9ページ目をお願いいたします。令和3年度の秋さけ新規承認者の選定に係る抽選要領（案）となってございまして、新規承認者の枠が5隻のうち8名でこられた際に優先順位をつけて選定する際に、例えば、順位が同一となった場合に行う抽選要領となってございます。こちらは後ほど御確認いただければと思います。

次に、11ページお願いいたします。こちらは秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示の新旧対照表（案）となってございまして、昨年度と比較いたしますと、変更点は、冒頭でもお話ししましたとおり、委員会内容の項目であったりとか調整規則の条項等の変更となってございます。今回は、はじめて委員になられた方もいらっしゃいますので、秋さけ委員会指示の内容でございますけれども、今回、漁業法120条第1項の規定によりまして、石巻市網地島濱波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面におきまして、10トン未満の漁船を使用して行う秋さけ固定式刺し網漁業の操業については、次のとおり制限するとなってございまして、10トン未満の漁船となってございますけども、10トン以上の船舶につきましては、法によって、さけを獲ることを禁止されてございます。その中で、漁業法の1番上の部分でございますけども、漁業法の条項変更がございまして、この条項は海区漁業調整委員会が必要な委員会指示を発出することが出来るものとなってございまして、昨年度は右側に67条となってございましたけれども、今年度につきましては、漁業法改正等によりまして、120条となってございます。また、2段落下に移りまして、固定式刺し網漁業の刺しの部分でございますけども、今回、こちら漁業法改正に伴いまして、「さし」がひらがながら漢字の方に変更となってございますので、こういった部分は変更となってございます。部分で委員会指示の内容に移りますが、一. 制限期間となってございまして、こちら昨年度と比較しますと年号のみの変更となつてございまして、9月1日から翌年の1月31日まで。二. 操業区域となってございまして、北限は岩手県とのさけの先獲り問題の関係から北限は気仙沼市唐桑町御崎正東線となってございまして、そこと石巻市網地島濱波岐崎正東線の以北における水深140メートル以浅の水域を操業区域となってございまして、この部分、沖出しが140メートルとなってございますけども、この理由といたしましては、当時、秋さけはえ縄に関する取扱方針というものがございまして、その中で、操業区域の沖出しの線は、原則として最大6マイル（6海里）とされてございまして、本県におきましては、それが水深140メートルに当たることから140メートル以浅としてございます。こちらは操業区域につきましては、昨年度と変更はございません。三. こちらは項目の内容が変わってございまして、こちらも漁業法改正によりまして、昨年、操業期間から漁業時期に変更となりまして、漁業時期の期間といたしましては、年号のみと変更となつてございますが、こちら制限期間と異なっている理由といたしましては、河川へのさけの遡上の確保であったり、後半の部分、11月末になると水温が低下して、さけが海面に浮上し、流し網漁業が行われる懸念があるため、この期間としてございます。下に移りまして、五. 承認隻数でございますけれども、承認隻数の上限につきましては、先ほども御説明しましたとおり148隻でございましたけども、今年は144隻と考えてございます。

次のページに移りまして、六. 承認の対象者（3）でございますけれども、12ページお

願いいたします。先ほども御説明しましたが、新規の隻数となってございまして、昨年6隻以内となってございましたが、今年は5隻以内と考えてございます。七、こちらも同様に漁業法改正によって、操業の条件及びこれまで制限という形になっておりましたけども、操業の条件という形になってございます。この操業の条件につきましては、秋さけ固定式刺し網漁業の区域は沖底との漁場が競合することから沖底とのトラブルの防止のために連絡を取り合うことなど、そういった項目などを記してございまして、12項目を条件として定めてございます。

次に、13ページをお願いいたします。秋さけ固定式刺し網漁業承認事務取扱要領となってございまして、13ページから14ページにつきましては、承認の申請に当たる添付書類であったり、申請の手続きなどを記してございます。後ほど御確認いただければと思います。

また、15ページから19ページになりますけども、今回、新旧対照表でお示しさせていただきました内容でございまして、実際に委員会指示として公報に登載する時の原案を縦書きにしたものとなってございます。

20ページ以降につきましては、申請書の様式となってございます。後ほどこちらも御確認いただければと思います。説明につきましては以上です。
御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○關会長

事務局から説明が終わりましたので質疑に入ります。

御質問等がございましたら御発言願います。なお、発言に対しましては、記録の都合上、拳手の上、議長の指名を受けてから番号及び氏名を述べて、御発言願います。

どなたか御質問・御意見ございませんですか。

はい、高橋委員。

○高橋委員

今回ですね、漁業法の改正によって、操業期間が漁業時期に変更になったという御説明でしたよね。それで、指示もですね。これは12ページなんですが指示の七、操業の条件なんですが、その2番なんですが、操業者は操業期間中というふうに、これ、操業期間っていう言葉使っているんですが、ここはそのままでよろしいわけですね。

○關会長

はい、これはどなたがお答えになりますか。

はい、菅原さん。

○事務局 菅原技師

こちらは先ほど御指摘ございましたとおり、漁業時期への変更も検討はしたんですけども、実際、操業期間中、操業する際には表示しなければならないということで、操業に出る際には、こういった標識をつけてくださいということで、操業期間中という表現にしてございます。以上です。

○高橋委員

わかりました。あえてそうしたんであれば結構です。漁業時期の期間中というかですね。変更も考えて、あえて検討の上でですね、そうしたんであれば、結構だと思います。

○關会長

これはもう事務局で合意しているという理解でよろしいですね。

○事務局 菅原技師

はい。

○關会長

どうもありがとうございました。

他にございませんか。特にないようですね。

なければ、「秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）について」は、審議の結果、承認隻数の上限を144隻、新規承認隻数を5隻以内とし、指示を発動することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。事務局は、公報登載手続きをお願いします。

○關会長

次に、審議事項（2）「あわび漁業及びさより機船船びき網漁業の制限措置（案）等について」を上程いたします。事務局から説明お願いします。

長谷川課長さん、お願いします。

○水産業振興課 長谷川課長

あわび漁業及びさより機船船びき網漁業の制限措置（案）に関する委員会審議ということで、御説明をさせていただきます。

これまでも知事許可漁業の関係につきましては、委員の皆様に何度も御審議をいただいているところでございますが、この知事許可漁業につきましては、県の漁業調整規則に基づいて許可を出しております。今般の改正漁業法によりまして、これまででも御説明申し上げましたが、大臣許可漁業の規定に準じまして新たな手続きが規定されまして、海区漁業調整委員会の意見を聴いて定める制限措置等により、許可を規制するといった内容になってございます。

本日は、漁業法第58条において準用する同法第42条第3項及び第5項の規定に基づきまして、11月1日から漁業時期を迎えるあわび漁業及びさより機船船びき網漁業の許

可に係る制限措置の内容について、御審議いただきたいと考えております。なお、あわび漁業ですが、通常、第一種共同漁業権に基づいて操業されているものですが、この場合は、共同漁業権の他の区域に入漁する場合に限って、漁業の許可を出してきた経過がございます。

これにつきまして、御審議をいただきたいということでございます。また、許可の期間でございますが、漁業調整規則によりますと、基本的には、漁業調整規則で許可は3年というふうになっておりますが、これまで海区の意見を聴いて1年に変更して運用してございます。今回につきましても、有効期間を1年とすることでこれもあわせて御審議をいただきたいというふうに考えておりませんので、よろしくお願ひいたします。

詳細につきましては、担当から御説明を申し上げます。

○關会長

はい、本田さんお願ひします。

○水産業振興課 本田技術主査

私から、資料2を用いて説明させていただきます。まず、資料2のクリップ留めを外して確認をお願いします。ホッチキス留め3つ準備してございまして、資料2とする1つ目が、今回、御審議いただきたい内容のものでございます。ホッチキス留め2つ目は、補足説明資料として、3つ目は参考資料ということで後ほど御覧いただければと思います。

はじめに、資料2の表紙の部分から説明いたします。まず、1枚おめくりいただきまして、1ページでございますが、漁業法に基づく県からの諮問文書の写しでございます。1枚おめくりください。2ページからあわび漁業、機船船びき網漁業の制限措置及び許可等を申請すべき期間でございまして、2ページがまず、あわび漁業のものでございます。

次、お願ひします。3ページがさより機船船びき網漁業の制限措置、それから申請すべき期間でございます。

一旦、次、お願ひします。4ページがさより機船船びき網漁業の許可の基準でございまして、こちらは制限措置で許可等すべき船舶の数、隻数を定めたときに、その隻数を超えて申請があって、更に適格性を有する場合に優先順位を決めて許可をするという新たな制度でございまして、それになります。

一旦、次のページ5ページをお願いします。こちらはもう1つの諮問事項ということで許可の有効期間を1年としたいという諮問文書の写しでございます。

次、6ページから説明させていただきます。6ページ、あわび漁業の概要から説明いたします。あわび漁業につきましては、定義でございますが、潜水器漁業以外の方法によりあわび採捕を目的として営む漁業でありまして、共同漁業権の組合員行使権に基づく漁業を除くということで、許可の実態としては、漁協支所間で他地区的漁業権の区域内に入漁する場合に、支所間で協定書を交わして定められた入漁者に許可しているというところでございまして、許可制の経緯としましては、平成20年にうに漁業とともに密漁対策の一環で許可制となりまして、ここで共同漁業権の区域外では許可をしないこととしまして、無許可操業の罰則が強化されたという経過がございます。漁業の実態としては、こちら図と表でございますが、今回の御審議いただきたい制限措置では、この中の①と③と書いて

いる部分で、実態としては気仙沼の地区の入会となっておりまして、宮城県漁協の気仙沼地区支所、鹿折地区の方が唐桑地区支所の共第101号に入漁する者、それから③気仙沼地区支所の階上地区から宮城県漁協の大谷本吉支所、共第106号うち別途で定める区域に入漁をするという方に対して許可を出すというところで、各支所間で合意の上で過去から営まれているものでございます。

次のページ、7ページをお願いいたします。こちらのグラフは許可漁業だけではなくて宮城県のあわびの統計全体になりますが、参考まで付けてございます。許可の概要ですけども、許可の対象、制限措置における漁業を営む者の資格でございますが、こちらは操業区域を第一種共同漁業権に限定しておりますので、そこで免許を受けている組合支所の書面による同意を得た者としてございまして、操業区域も今、申し上げましたとおり、漁業権の区域内で同意を得た区域としてございます。漁業時期でございますが、あわびにつきましては、県の漁業調整規則で3月から10月は禁止期間としてございますので、11月1日から2月末までの間で設定してございます。許可の実績としましては、グラフでございますが、震災前は200件以上ございましたが、直近では100件を切っているというような状況でございます。制限措置における許可等すべき漁業者の数、公示枠でございますが、漁業権の区域内で組合管理のもとで支所間合意の上で入漁を受け入れて、それに対して許可を出しているというところですので、漁業権者の中で調整されるというところで「定めなし」としたいと考えてございます。

次の8ページお願いいたします。さより機船船びき網漁業でございますが、11月から翌年3月までにさよりを漁獲対象として、船びき網を用いて2隻の漁船が組になって操業する漁業ということで、許可は1隻ずつ出しますが、2隻で1か統ということで一緒に操業しているものでございまして、昭和42年に許可制導入して、今に至っております。水揚げ状況としては、さよりについては全国的な統計がなくて、石川県の方で平成12年に行った研究によりますと、ここに記載した1,129トンから1,406トンと当時の集計となってございます。なお、グラフをつけてございますが、左下が築地豊洲市場の取扱実績ということにして、直近では50トンぐらいまで少し落ち込んできているところでございます。一方、宮城県のさより機船船びき網漁業の漁獲実績としましては、直近で平成30年からまた水揚げがぐっと増えています、大体25トン前後で単価も均すと2,000円を超えるというような状況となってございます。

次、9ページをお願いいたします。さよりの資源についてでございますが、国の資源評価では今まで示されておりません。令和2年から新たに資源評価対象魚種となったということでございます。生態としては比較的内湾性の回遊魚ということで、春から初夏にかけてが産卵期、それから寿命は2年で各地で主に2そうびきにより漁獲されているというふうにされてございます。県内の漁業者組織としましては、宮城県小型漁船漁業部会の中にさより委員会がございまして、毎漁期、自主調整方針を策定しまして、きめ細いルールを定めて操業しているという実態でございます。許可の概要としましては、操業区域はこちらに記載の①から⑥の区域を除く宮城県沖合海面としまして、漁業時期としては11月1日から翌年3月31日まで、船舶の総トン数としては15トン未満といったような形でこれまで許可方針で規定してございます。

次、10ページをお願いいたします。許可の対象としまして、これまでの許可の運用で

ございますが、平成30年漁期から、震災前、平成22年の許可数を許可枠としましてそれを100としまして、その8割を運用枠というところで、運用枠の範囲内で許可を出していくというところで許可の対象としまして、実績のない許可を整理していくということで、過去3年間の実績を見て2年以上操業した者を許可対象者として、残りの枠の中で新規希望者があれば許可を出すというような運用をしてございまして、直近3年間では36件、58件、74件というような形で増えてきてございますというような状況で、直近、この3年間の中で新規許可枠が増えておりまして、表がございますが表の上から4番目に着業率とございますが、概ね70%ぐらいというようなところで、その前よりは増えてきているというところでございます。制限措置における許可等すべき船舶等の数、公示枠ということで、昨今、春漁をはじめ非常に沿岸漁船漁業の不漁が深刻な状況で、この漁業につきましては、直近、平成30年以降着業者が増えて、水揚げを増やしているというところで、引き続き1年許可として、漁期毎に漁獲状況等の確認が必要であると、ただ、不漁対策の1つにもなりうる漁業と考えられますというところで、自主調整方針を定めて漁場の秩序維持を図っているさより委員会の意見を聴きまして、それも踏まえた上で、公示枠については運用枠である80隻としたいという案でございます。

次のページ、11ページをお願いいたします。もう1つの諮問の許可の有効期間についてでございますが、こちら先ほど冒頭説明ありましたとおり、規則上3年となっているのが海区委員会の意見を聴いてそれより短くできるということで、これまで1年で運用してまいりましたが、昨年12月の漁業法改正に伴って規則も一旦、新たに作っているので、もう1回その法的な手続きをするというものでして、両方とも引き続き、1年としたいというものです。あわび漁業については、基本的には操業区域は漁業権の組合管理のもとで行われているのですが、もともと密漁対策、資源保護の目的で許可制となった経緯もございますというところで、4月に御審議いただいた潜水器漁業も類似しますが、引き続き、1年許可で見ていきたいというものです。さより機船船びき網漁業につきましては、直近、着業許可隻数、水揚げも急増しているというところで、引き続き、1年で状況を見ながら許可を出したいという案でございます。

最初の資料にお戻りいただきたいのですが、2ページをお願いいたします。今、説明してきた内容を踏まえて、2ページ、あわび漁業の制限措置と許可又は起業認可を申請すべき期間ということで、操業区域、先ほど説明しました2か所の区域で許可等すべき漁業者の数は「定めなし」としてございます。申請期間は9月15日から10月15日、11月1日の漁業時期開始に向けてというふうに設定してございます。

3ページをお願いします。さより機船船びき網漁業で、今、説明した内容でして、許可等すべき船舶等の数は80隻としてございます。申請期間は同じくでございます。

次、4ページをお願いいたします。さより機船船びき網漁業の許可の基準でございまして、平成30年から運用している直近の過去3年間のうちの実績が多い者を優先していくという3中2の考え方適用した漁業ということで、これまでの海区委員会の中でも、春漁のいさだ、おきあみ1そうびきですとか、火光利用敷網、いかつり漁業で同じ基準を適用してございまして、基本的には同じ内容としてございます。優先順位(1)として、適正に操業した実績を有する者、その中でも実績の数を優先順位づけしていると。(2)として、その3中2の実績から外れて3年を超えない者。(3)として、新規希望者その中でも後継

者がある者等を優先している。内容にしてございます。

最後に5ページは、先ほど説明しました、許可の有効期間を引き続き1年としたいという質問となります。説明については以上になります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○關会長

県からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。御質問がございましたら、挙手の上、議長の指名を得てから番号及び氏名を述べて、御発言願います。質問ありませんか。
はい、菊田委員どうぞ。

○菊田委員

この入会漁場の認可の件ですけども、ここは私たちの地区なんですよ。

現状は磯焼けもひどいし、物が極端に獲れなくなって、この許可があることによって階上からは行く人が少ないのでだから、今の状態では、このような許可とか1年ごとのこういうやり方が資源保護の点からも良いと思います。後は、鹿折の方は人数も少ないので、唐桑さんから聞いてもらえばいいと思います。

○關会長

はい、鈴木さん。

○鈴木委員

階上の菊田さんからも意見があったんですけども、唐桑としても、その鹿折の方々を今3人受け入れているのですが、前の鹿折の委員長からちょっと話を聞いたことがあるんですけども、過去から鹿折という所はあわびが獲れない所なんですよね。気仙沼の内湾ですから、それで過去から唐桑と大島に入会で入ってきて操業してます。入漁料も数万円は年に頂くんですけども、それで聞いた話というのは、その代だけで終わりなんですよという話は聞いてるんです。高齢化になって歳を取れば後は終わりですかね。枠がだんだん減っていくんですね。今そういうやり方やっているんですけども、御存知のとおりこの資源もなかなか減少するものだから、それはそれでいいのかなとは思うんですけども、やっぱ、たまに賢い人がいて、若い人がぼぼっと入られてしまうんですよ、私達上のやつがわからないうちに。でも入って何年も経っているから今更やめてくれとも言えないし、そういう現状もあります正直なところ。ただ、みんなを排除しないんだけども、実績が出来てしまっているから。この中で、1年とその制限が今、提示されましたけど、それはそれでいいと思って今後は上手く利用していきたいかなと唐桑の方では思っています。以上でございます。

○關会長

資源がだんだん厳しいところで、そういう既得権のような形で問題が起こらないように調整、管理をお願いしたいと思います。

私からもちよと確認させていただきたいのは、②の「おかえりモネ」の大島のところ

については、これは制限事項が新たに生じているけれども、2年おきの支所間の協定のままで漁業を続けますよということで、それはよろしいということなんでしょうか。

○水産業振興課 本田技術主査

6ページで説明を割愛してしまったのですが、6ページの3番のポツ1つ目でして、要は支所の中でやりとりしている中で、令和2年、3年はこの今回の①の区域へ入漁だと、令和4年、5年は②の区域へ入漁予定で支所間の取り決めがありますと、これが県内の実情としてはありますと、今回の審議対象はこの①と③になりますと、そういう意味でございます。

○關会長

はい、わかりました。

他にございませんでしょうか。

はい、平井委員。

○平井委員

さよりについてお伺いします。8ページの資料を見せていただきますと、さよりの漁獲量というのは、全国的には下がっているようなイメージで、宮城県においては近年、特に平成30年以降ですね、5トンから20トン台まで漁獲量が増えているように見えますが、令和2年から資源評価が始まっているということですけども、資源評価としてはどういうレベルなのでしょうかというのが1点と、それから、宮城県でこういうふうにさよりが増えている、着業者も増えているという状況ですけども、こういうふうに漁獲量が増えているところに関して、どういうような評価をされているのか、今後も増えるだろうというふうに予想されているのでしょうか。その辺、どういうふうな現状認識をされているか教えていただきたいと思います。

○關会長

はい どなたがお答えしますか。

本田さん、お願いします。

○水産業振興課 本田技術主査

今、説明した趣旨で言いますと、まず、資源評価につきましては、令和2年から資源評価対象になったんですけども、まだその具体的な結果というのは、国から示されてないという状況です。それから、宮城県沖の状況なんですけども、こちらも新しいデータは今ない状況でして、まだ国でそういうブロック単位とか、まとまった知見が出てないので、水試で少しまとめた内容とかがあるんですけども、例えば、茨城県さんなんかの水試の内容ですると、大体、仙台湾あたり、常盤あたりで産卵しているものが茨城県ぐらいまでも来ているだろうというようなことが書かれていますので、大体それぐらいのブロックで少なくとも回遊はしているということと、うちで過去にやったことでも、平成9年ごろに流れ藻調査ということで、さよりが流れ藻ですか、藻場に産卵するとされていますので、そういう

った確認はしています、そういう結果を例えば操業区域の禁止区域の中に反映させたり、産卵場の保護とかですね、そういうことはやっているんですけども、今、この水揚げに対して、この資源がどういう状況かというのが、そこまでには至ってないのが実情でして、ここ数年増えているのは、着業率がその前ですと4割とかでしたので、ちょっと獲れ始めて、また、急にやり始めたというところなので、1年ずつ見ていくみたいという案でございます。

○平井委員

ありがとうございます。中々増えてくる魚というのは最近は少ないので、宮城としては何年か前にがざみがぐっと増えた時期がありましたので、どうしてそういうのが起きるのかと、試験研究段階でもぜひ調査なんかをしていただいて、今後、利用できる魚としては有効な1つの候補として大事なので、資源の状態とか漁獲はどうかというのをぜひ大事なことだと思いますので、皆さんの試験研究を重ねていただいて、それから1年間で見ていくのは賛成だと思います。以上です。

○關会長

はい。

鈴木さんお願いします。

○鈴木委員

さよりの話なんですが、今の話したとおり隻数も増えるところもあり、増えると思うんですけども、唐桑の方の内湾で現実に増えているような気がする。なぜかというと、子供たちがバケツで釣りしているんですね、さより釣り。結構釣っているんですよ。30とか50匹ぐらい。いいおかげになっているみたいで。現実にさより増えるのかなという感じには見えています。以上です。

○關会長

はい。

石森さん、お願いします。

○石森委員

9ページの許可の条件で、2番目の養殖施設の設置位置から200メートル以内の区域での操業禁止となっていますが、実際に2月、3月、うちらの方ではわかめの操業している時に、船名やらどこの船かまではわかんないですけど、もうわかめの養殖、かきの養殖ぎりぎりにひっぱっているという例を何回も見てますんで、その辺、県の方から徹底して、養殖施設近く200メートル以内は絶対に操業しないでくれっていうのを指導して欲しいなと思います。以上です。

○關会長

はい。

その点に関してはいかがですか。

はい、芳賀さん。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

今、石森委員おっしゃったように許可の条件でありますので、さより委員会という関係団体がございますので、ここを通じて、適正操業に向けて、こういった部分は指導していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○關会長

はい。

石森さんよろしいですか。

○石森委員

はい。

○關会長

その他、御質問ありませんでしょうか。

はい、どうぞ。菊田さん。

○菊田委員

さっきの続きですけども、大谷との入会の件に関して、もし、昔のようにその資源が回復した場合にこういう県の許可がなくても入会出来るのかなんかを教えてもらいたい。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

今の菊田委員の御意見なんですが、資源が増加した場合に許可を必要としなくなるようにというような趣旨だと思うんですが、今の県の調整規則の中では、密漁対策という観点で、あわび漁業、うに漁業、全般を知事許可制しております。

そうすると、唐桑から県南の方まで、すべてのあわび漁業の場合は許可証が必要だということになるんですけども、そこで漁業権に基づく場合は、ただし書きで許可証は必要ありませんということにしています。資源動向というよりは、大谷と階上地区との入会が漁業権に基づくというような形になれば、許可証の発給が必要なくなっていくというようなことになりますので、その辺のところは、資源動向というよりは、制度上、許可に基づくか、漁業権に基づくか、密漁対策という観点で綺麗に線引きをしなければならないというようなことになります。

運用上なんですが、令和5年度に漁業権の一斉切替が控えております。極端な言い方をすれば、大谷の漁場の漁業権行使規則の方の営む者の資格という部分に、例えば、合併前の階上地区の組合員でというような書きぶりになれば、それは漁業権に基づくということになりますので問題を解決すると思うんですが、これまで合併を進めてきた経過の中で、漁場の方は基本的には、従来通りというような形で合併を進めてきた経過がありますので、その辺関係する支所さんの間で、誤解のないようによく話を進めていく、その中で調整が

整えば、許可証の発給が不要になるというような道が開けるのかなと思います。以上です。

○關会長

はい、どうもありがとうございました。

菊田さん、よろしいですか。

○菊田委員

はい。

○關会長

他にございませんでしょうか。

なければ、県から諮問のあった「あわび漁業及びさより機船船びき網漁業の制限措置(案)等について」は、原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和3年8月2日付け水振第417号及び水振第418号により諮問のあったこのことについては、原案どおり差し支えない旨答申することといたします。

-----審議事項終了-----

○關会長

次、協議事項に移ります。

協議事項「海区漁業調整委員交流会について」を上程いたします。事務局から説明願います。千葉さんお願いします。

○事務局 千葉主事

海区漁業調整委員の交流会について、御説明させていただきたいと思います。

1ページ目を御覧ください。第22期の委員の皆様になりまして、海区漁業調整委員の交流会というものがはじめての御説明になりますので、この交流会とはどういうものかというのを御説明させていただきたいと思います。

1. 開催の趣旨とありますが、本県は隣県の岩手県、福島県と漁業の条件が類似していることから共通の課題を抱えているという現状があります。このことから、海区委員同士での相互理解を深め、意見交換を行う場として本交流会を開催しております。

本来は毎年開催するべきものでございますけれども、2. 岩手及び福島との海区漁業調整委員交流会についての昨年度の対応というところにもございますとおり、昨年度は新型コロナウイルス感染症の発生状況から岩手県、福島県両海区と協議をした上で、開催を延

期することとしておりました。交流会の開催地について、宮城県と岩手県、また、宮城県と福島県を交互に行き来するというのが慣例となっております。今年度におきましては、岩手海区との交流会は岩手へ出向く側、福島海区との交流会はこちらへ招待する側となっております。

一旦、2ページを御覧ください。2ページの隣県海区との漁業調整委員交流会対応要領（案）というふうにありますけれども、3. 委員の対応体制というところを御覧いただきまして、原則としては全委員の方対象となっておりますけれども、開催県の海区に出向く場合は内部調整に一任されております。そのため、会長と選任区分が学識経験を有する者、利害関係を有しない者の委員の皆様におきましては、全県対応となっております。岩手海区へ出向く場合は、漁業者委員の方につきまして、金華山以北の地区に住所を有する漁業者委員の皆様を対象としております。また、福島海区へ出向く場合は、金華山以南の地区に住所を有する漁業者委員の皆様を対象としております。

次のページ、3ページに具体的な対応表を載せておりますので、御覧いただければと思います。岩手、福島両海区記載ありまして、丸が付いているところこちらに対応する方がその対応する県の海区の方の交流会の方に参加していただくということになってございます。

次の4ページから7ページは、これまでの交流会の開催経過を記載しておりますので、お時間ある時に御確認いただければと思います。

1ページに戻りまして、2. 今年度の対応案というところですけれども、こちら今回協議していただく内容ですが、岩手県の方ですが、こちらの方は岩手海区事務局の方から新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて、今年度も延期したいという旨、連絡がありましたので、事務局としても来年度へ延期することとしたいと考えております。福島県の方につきましては、今年の12月に開催する予定としているんですけども、こちらも新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて、岩手県と同様に開催を延期することとしたいと考えております。事務局からは以上です。

○關会長

千葉さんどうもありがとうございました。説明が終わりましたので、質疑に入ります。御質問等がありましたら御発言願います。

これ、交流で隣県と漁業調整委員会の委員さんとの情報交換が非常に今まで密になされできている関係があつていいことですが、今回こういうやむを得ない事情ということでただいまの御説明になりました。

皆さん、御意見ございませんか。

はい、尾定委員お願いします。

○尾定委員

意見交換、非常に大事なことだと思うんですけども、コロナのせいですべて取り止めしていいのかなっていうのがちょっと思って。実は、我々大学も学会もそうなんですけれども、オンラインで対応している部分が多いですね。だから、それは感染症をあまり気にされなくてもよろしい。今、目の前にモニターありますけども、うまくやれば何かオンライン

ンでつなぐとか何かで出来ないものかなというふうには思うんですけど。ただ、そういういつも終わった後、懇親会あたりしますけど、そういうのは出来ない。でも、真面目に意見交換とか情報交換は出来ると思いますけども、いかがでしょうかということです。

○關会長

私の体験からは、後の懇親会の方が情報交換のメインになってた経緯がありますので、県のお考えはどうですか。準備等もいろいろあるかと思いますし。

○岩沼会長代理

水産庁と農水省とやってますけれども、途中でいなくなったりする。事務局の方が大変ですよね。

○關会長

尾定委員の御指摘で、何か今後そういうことが可能かどうかの検討はしていただきたいと思うんですけども、実質ですね、オンラインで情報交換慣れてない。漁業者の方々はここにいらっしゃる皆さんどうですか。そういうので対応求められたら、皆さんどう思いますか。

○岩沼会長代理

結局、県のここにみんなで集まってもらって、こういうモニターを見てやるようになるよね。各支所の方がそれやれといったら大変な話だよ。

○關会長

はい、長谷川さんお願いします。

○事務局 長谷川事務局長

実際、私も昨日秋さけの関係のオンライン会議やったんですが、少人数であればある程度モニターを1つ用意して出来るんですが、これだけの人数となりますと、例えば発言が皆さんからある場合、それぞれの席にマイクを用意して、モニターを用意してというようなことになって、今、岩沼会長代理からもお話をあったように、事務局側はその台数を用意しなきゃならない部分もあるんですが、正直、我々もオンライン会議っていうのは、最近始めたばかりで機器も十分そろってない実態があるというのも正直なところでございます。確かに尾定委員おっしゃったように、非常に意見交換が出来る有意義な部分ございますが、そういった物理的な部分もございまして、やるとなれば対応は出来なくはないんですけども、そういった実情もあるということで御理解をいただきたいと思います。

○關会長

尾定さんよろしいですか。

○尾定委員

はい。

○關会長

はい。木村委員どうぞ。

○木村委員

来年になれば落ち着くと思うんですが、その時でもいいのではないかと思います。

○關会長

はい、木村さんからの御意見もありました。

他に御意見ございませんでしょうか。

はい、高橋さん。

○高橋委員

オンライン会議になりますと、時間の制約、それから正論同士の話し合い、漁業者はですね、正論の他に附属するその他の意見の方が本当の意味を持っているんですね。そんでオンラインって何なんだ、くだらないことを言っているなんて、そういうのでは本来困るんですよ。事務的な話であればこういうのは結構ですよ。

私もちよつと馴染まないかな、我々の考えでは。我々の性格ではそういうふうには思っております。

○關会長

はい。

高橋さんありがとうございました。

本当に心の交流は、やっぱり実際にお目にかかるて、話が出来る場でないと、中々、順番のスイッチ切換えての発言だと、容易でないですよね。

今回、県からのこういう提案でございますが、他にそれを更に進めようという御意見ありますか。

まず、この件について、御質問等は他にありませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、協議事項「海区漁業調整委員交流会について」は、これまでといたします。

-----協議事項終了-----

○關会長

次、報告事項に移ります。

報告事項（1）「第35回太平洋広域漁業調整委員会について」を上程いたします。

これは私冒頭で御挨拶の中で申しましたので、補足で必要な事項がありましたら、菅原さんよろしくお願いします。

○事務局 菅原技師

資料4、報告事項（1）太平洋広域漁業調整委員会について御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、1ページでございますけども、令和3年7月29日に国の方で開催されましたが、Web会議の方でも開催されまして、こちら太平洋広域漁業調整委員会は水産庁の方が事務局となってございまして、会議がされているところでございます。

先ほど、今回の会議、冒頭でも關会長の方からお話をありましたとおり、事務局側としては私と千葉さん、あと、關会長の方が出席させていただきました。

議題といたしましては、遊漁に関するくろまぐろの漁獲についてでございました。今回、3団体の遊漁団体も参加いたしまして、意見交換がなされてございました。

5ページをお願いいたします。5ページが今回の議題にありましたくろまぐろ採捕の制限となってございまして、1. 経過としましては、3月に太平洋広域漁業調整委員会がございまして、令和3年6月1日から、ここに①、②とございますが、30キロ未満の小型魚の採捕禁止、30キロ以上の大型魚を採捕した場合は水産庁へ報告といったことを義務付けしている部分でございます。6月1日以降ですけども、特に、西日本なんですけども、くろまぐろを対象とした遊漁が盛期を迎えておりまして、国のくろまぐろ留保枠としては81.7トンございまして、そのうち、遊漁の割合につきましては20.7トン程度となってございまして、直近の数字を見ますと6月の末時点で14.7トンということで、大体6割から8割程度に達しているというような状況になりまして、今後の状況を注視しながら、くろまぐろ大型魚の採捕の制限に関する委員会指示を発動するといった予定で考えているとのことです。

次回の太平洋広域漁業調整委員会につきましては、11月を予定してございますので、その際も事務局と会長の方で出席して参りたいと考えてございます。

簡単ではございますが、以上です。

○關会長

事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

何か御質問ございましたらお願いします。

○岩沼会長代理

来年度、枠が増えるって言ったらどうなる？

○關会長

私の理解で言いますと、今、岩沼委員から来年は正式な決定ではないんですけども、15%の増枠ということで、日本の割当が増えるんですけども、その増える中でも、遊漁者はですね、遊漁団体の意向では、その地域の振興であるとか、釣り業界の船宿とかそういうところの経済活性にも重要な内容で、もっと獲りたいという意向があってですね。それに何らのその制限も課さない、枠をつけないとということになると、非常に枠が脅かされて、本来の漁船漁業や定置網漁業に大きな支障をきたすという観点から、今回、こういう対策が講じられていて、枠が増えても、一定のこの枠を制限つけざるを得ないので

ないかという水産庁側の意向であると私は理解したのですが、県の当局はそういうことでよろしいですか。

どなたか。はい、どうぞ。

○水産業基盤整備課 小野寺技術補佐

くろまぐろの国際会議の方につきましては、水産庁から同じような情報で当方でも聞いております。なお、担当者会議もお盆前にもう1度ありますので、詳細に確認しておきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○關会長

はい。ということで御理解ください。

よろしいですか。

それでは、どうぞ、高橋委員。

○高橋委員

資料5ページですけども、1. 経緯の(2)なんですが、6月1日から16日の採捕量が10.8トン、令和2年の調査結果が年間10.2トンとあるのですが、これは結局、ほぼ2週間で、令和2年1年間分獲っちゃったというデータなのでしょうか。そういう意味でしょうか。

○關会長

お答え出来ますか。

○事務局 菅原技師

先ほど6月1日から16日までの採捕量が10.8トンとなっていて、下の部分に6月末時点の採捕量14.7トン、このぐらい短期間で獲れたのかという話かなと思っているんですが、先ほど、高橋平勝委員の方がお話をされたとおりで、短期間でこのくらいのくろまぐろが採捕されているというような状況となってございます。以上です。

○高橋委員

あわせてですね、令和2年の調査結果が年間10.2トンってことは、ほぼ1年分が2週間で獲っちゃったということなんでしょう、今年は。

○關会長

はい、どうぞ。

○水産業基盤整備課 小野寺技術補佐

実は水産庁の方も、実態の方ははっきりわからないところがございまして、実際獲ってみたら、こういう数字が出てきたと驚いていたというお話を聞いておりますので、この表実態に即しているものだと思っております。

○高橋委員

はい、ありがとうございました。

○關会長

中々ね、全体の掌握が難しい状態のようです。

この件について、他に御意見・御質問ございませんでしょうか。

なければ、報告事項「第35回太平洋広域漁業調整委員会について」は、これまでといたします。

○關会長

次に、報告事項（2）「令和2年度さけ来遊状況及び令和3年度さけ来遊予測について」を上程いたします。県から御説明お願いします。

○水産技術総合センター 白石主任研究員

さけの状況について、お話をしたいと思います。令和2年度（昨年度）のさけの来遊状況と令和3年度（本年度）の予測ということでございます。昨年度の状況でございますが、実際今年の3月にも1回話してるので同じものです。

昨年の実績来遊数18万8千尾、対前年比68%、沿岸漁獲数15万4千尾、河川漁獲数が3万4千尾、金額4億900万円、91%、採卵成績2,452万粒、108%でございます。

宮城県の来遊数でございます。横軸に年度を取っておりまして、縦軸に来遊数千尾、棒グラフは沿岸漁獲数が青、緑が河川漁獲数です。2019, 2020と近年ですけど、減少しております。

来遊数については、地区別に色分け変えたものでございまして、北部が黄色、中部が水色、南部が緑色でございます。先ほど、同じグラフですが北部・中部・南部で右下のグラフが、北部・中部・南部の色分けが同じでございまして、来遊の比率を見たものでございます。近年、北部の割合が高くなっています。

こちらについては、水揚金額と平均単価でございまして、年度と水揚金額、青の棒グラフが水揚金額で、赤の折れ線グラフが平均単価。近年は、来遊数の減少に伴いまして、金額も低くなっています。平均単価は上がっております。キログラム当たりの円でございます。

旬別の河川沿岸漁獲数について、月・旬別横軸、9月上旬、中旬、1月中旬、下旬で沿岸漁獲数を千尾でとっています。年度を色分けにしておりまして、

2019年がオレンジ、2020年が赤になっております。2019・20年とも低いレベルで推移しております。2020年は昨年よりもなだらかな感じになりました。

河川の捕獲数、旬別にとりました。色分けは先ほどと同じで月・旬、千尾でとっているところも同じで、河川捕獲数です。2019年、2020年とも低いレベルになっております。

令和2年度の来遊状況の全国でございます。こちらに道県、2020年度、2019年度、さらにその前のことですね。過去15年の平均値を平年としまして、対前年と対平

年でございます。2020年につきまして、北海道は前年並みになっておりまして、太平洋側の各県、こちらは前年の7割程度でございます。日本海側のものについては、前年より多めになっておりまして、日本海側の各県は、太平洋側より来遊数自体がもともと少なめということで、変動が大きいということがあります、水研機構の方でこのことに加えて、近年の技術水準の向上が背景になっておりまして、多くなっていると考えているところでございます。

2020年の河川捕獲魚の年齢組成です。水色が2年魚、赤が3年魚、緑が4年魚、青が5年魚、黄色が6年魚でございます。色分けは今のとおりでございまして、例年に比べますと4年魚の比率が高く、3年魚と5年魚、こちらもある程度あるのですが、こちらの比率が低くなってきております。

来遊数、河川・沿岸を加えたものですが、年齢で色分けしたものでございます。横軸のとり方と縦軸の千尾というのは同じなんですけど、2年魚を水色、3年魚を赤、4年魚を緑、5年魚を青、6年魚を黄色としたものでございます。この2019年、2020年のところなんすけども、2019年の4年魚、2020年の5年魚、こちら生まれ年が同じものなんですが、こちらの減少が顕著になってきております。

水研機構の取りまとめた資料からでございますが、本州・太平洋側における年齢別来遊数ということで、年齢別に色分けしているところです。実際には推定した来遊数になっております。2019と2020という先ほど注目したのと同じところなんすけど、2019年の4年魚と2020年の5年魚、2015年級の減少が顕著ということでございます。日本周辺の海況が稚魚の生き残りに影響した可能性を考えております。

サーモン情報という水研機構の刊行物から取ったものなのですが、元データは気象庁の海面水温解析データにあるということでございます。さけが降海した年の表面海水温について、1番が北海道の南部と本州の北側、2番は本州の太平洋側です。1982年から2019年を平均にとりまして、平年偏差ということになるんですが、青いところが平年よりも低め、赤いところが平年よりも高めというふうになります。この横軸はさけの稚魚が降海していく時の前後の月をとっているところでございます。コメントなのですが、太平洋側の近年の不漁年級は、2012から2013、代表的なところなんすけど、こちらは翌年の春2013から2014年に降海、海に降ります。この時の春から初夏にかけての低水温から高水温という急な変化を経験しているので、稚魚がダメージを受けたことに繋がったのではないかと考えられていました。2015年級、先ほど話したところなんすけど、2016年の春に海に降ります。ずっと高いということでございまして、例年より暖かい海を経験したことが稚魚の大きなダメージに繋がったと考えられているところでございます。親潮の勢力が弱くなつて、対馬暖流の勢力が強いというふうになつておつたということでございますが、残念ながらそれ以降もこの傾向自体は継続していると見られました。

今年度の来遊予測でございます。横軸が年度で、縦軸が来遊数、単位は千尾です。青の棒グラフが来遊実績でございまして、赤の丸のついている折れ線が予測値でございます。令和3年度の予測値を41万尾というふうに算定されました。コホート解析による予測値で41万尾、30から52万尾の範囲となる確率が約70%でございます。

まとめでございますが、令和2年(昨年度)の来遊数は19万尾で、その前年度の28万

尾の約7割、令和3年度の来遊予測はコホート解析による予測で41万尾、30から52万尾の範囲となる確率で70%，しかしながら、2020年度の3年魚と4年魚、この来遊数は低水準でございました。これと同じ年級にあたる2021年度の4年魚と5年魚、1つ年取った分なんですが、そちらの来遊数がこの予測値を下回ってくる可能性も考えられます。令和3年度についても、来遊数は引き続き低水準と予測されまして、資源維持のため種卵確保と健苗育成が重要と考えております。

最後にセンターで調査しているものについて紹介いたします。当センターで沿岸の定置網で漁獲された稚魚をサンプルとし、稚魚の沖合移動状況の調査を行っております。昭和50年代頃の県水試の調査では、稚魚の沖合移動は4月の下旬から6月下旬にかけて確認されました。令和2年度から令和3年度、2年しかやってないんですけども、その調査では、稚魚の沖合移動は4月下旬から5月下旬にかけて確認されました。稚魚の移動が早くなっている可能性がございます。そのようなことを行っているところでございます。以上で私の報告を終わりにします。

○關会長

説明終わりましたので、質疑がありましたらお願いします。

どなたか御質問、御意見ございませんでしょうか。

はい、平井委員。

○平井委員

最後に最近の稚魚の沖合移動のことについて、これは沿岸の水温が4月から6月までの水温が高い傾向にあるので、さけとしては、より早い時期、よりまた冷たい時期に沖合に移動しないと生き残れないということで、沖合移動が早まっているのでしょうか。

○水産技術総合センター 白石主任研究員

こちらとして考えているのは、そういうことに繋がるんですけど、別にちゃんとした裏付けがあるわけではありませんが、沿岸水温が高くなっているのも事実でございますし、結果的にそういうふうなものしか生き残ってこなくなつた可能性については、十分あり得ると思っております。

水研機構でも、その点については考えておりまして、早期に放流ということを実際、最近進めているところでございます。ただ、宮城県の場合、早期といつても実際1月に放流しておるようなふ化場が現にあります、そちらについては、海水温が5℃を切っている状態ではふさわしくないというのが、北水研の方からは従来出ていますし、そちらの生き残りがちょっとあやしいというようなことも伺うところでございます。それぞれのふ化場の体制等の問題もありますが、適した水温帯で放流するということが望ましいと思います。

ただ、宮城県の全体で見ますと、必ずしもそういうふうな湧水を使っていて、水温が高いんですけど、そういうふうな有利なふ化場ばかりではございませんので、暖かくなつてから放流しているところも結構あります。そこをどうするかというのは今後の検討課題だと思っております。

○關会長

はい。

県のお考えは以前のように健苗で大きい稚魚を放流しようということで、解決、打開を図ろうとされてると理解してましたが。

○水産技術総合センター 白石主任研究員

健苗というと、いつを指してとかもちょっと考えかねるところもありますけれども、確かに0.8グラムを下回るようなものはあまりふさわしくないと思われるんですけども、逆に言うとですね、1グラムに達しなくとも、海況に合うということであれば、放流の方が望ましい場合もあり得るというのも考えられます。

この辺もそれぞれのふ化場の置かれている状況でみんな変わってしまうんですよね。もちろん大きくして、水温も合ってというのが理想でございますが、そのことについては今後どうしていくか、ふ化場間の移動とかいうのもおそらく含めて考えれば、ある程度、現実味を増してくるかもしれませんけど、出来るだけ厳しい中でうまく魚を帰してやるっていうのが重要だということですね。

○關会長

はい、他にございませんでしょうか。

はい、菊田委員どうぞ。

○菊田委員

中間育成した稚魚の放流の件ですけども、この稚魚の早めの沖合に出すとかっていう海流にあったようにするのとか、それか健全な大きくして沖に行って元気に育つようにするんだか、そういうようなところ、県の方針としてどういうふうな指導をしているのか教えてもらいたい。

○水産技術総合センター 白石主任研究員

センターでどう考えているかということと、県の方針と直接リンクしてないので私がどう考えるか、先ほど会長の話もあるんですけど、私がどう考えるかを実は話しているんですけど、実際にはですね、海中飼育はふ化場で受け取ることができなくなった分を、地元の海域の海で育てて帰しているっていう部分が多分あります。海に持つていけば大きくなりますし、先ほどのサイズの効果というか丈夫なものになりますが、残念ながら、例えば、気仙沼の大川ですよね。そちらのものが、海岸までは帰ってくるようなんんですけど、川を登るかっていうと結構あやしいという実態も全国的には認められておりまして、なかなか難しい問題です。ですからやっぱり個別のふ化場、或いはふ化場間の協力ということが欠かせないのかと思います。

○菊田委員

大川の放流の件で、去年初めて会議に出席させてもらったんですけども、そこで早く出

せという意見もあったし、大きくなつて、元気になつてからやつたほうがいいんだよといふうな話で、2つに分かれたなんんですけども、そういう考え方の指導というのか、どうやつたらいいかっていうふうな形とかそういうような意見はないんですか。

○水産技術総合センター 白石主任研究員

残念ながら気仙沼は私たちの管轄と違うので、あまり細かいところまで把握していないのもあつたりするんですけど、実態は個別のふ化場で考えていきますと、ふ化場で十分に受け入れている余力があるのであれば、ある程度大きくなるまで川で持つてて、その川に放すというのが、最も回帰率を考えた場合によろしいかと思います。

ただ、そうならない場合も多々あるということを聞いておりますので、海に持つていって、ふ化場の池のスペース関係ありませんから、それを大きくして放すと、ただ、マイナス面が先ほど言ったようにございまして、必ずしも川に帰つてこないとそういうデメリットをですね、そこのバランスを超えていくかというのが大事なんんですけど。

○菊田委員

申し訳ないんだけども、気仙沼大川の関係の分かる人の意見を聞きたいんですけど。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

さけについては、震災のときにかなりがたつと放流尾数が減りました。結局、その4年後、どういう回帰状況になるか全く読めないということがあって、とにかく登ってきた魚の卵を絞れ、絞れと卵の数をとにかく取ろうということで、震災直後はやってまいりました。ある程度、その後、落ち着いてきたので、通常のふ化放流体制になったんすけれども、先ほども説明あったとおり、ここ2年ほど、がたんと来遊尾数が減った。来遊尾数が減ったということは、当然ながら河川に上っていくさけの量も減つていて、卵が計画的に取れないというふうな状況になっています。最終的には放流尾数については、来遊尾数は通常のというか、240万という目標あるんですけど、1割も帰つてきてないんですけど、放流尾数については、もう3割から4割ぐらいしか、今、放流出来ていない状況、卵が絞れない状況っていうふうになっています。そういう状況の中で、今、やってもらつてあるんですけども、少ない卵をいかに効率的に放流するかということで、先ほどどういう方針でやるんだという話がありました。やはり東北水研さんの御指導もいただきながら、放流に適した時期、先ほど上っていく時の水温と、うちから上っていく時と、さらに、そこから北海道の沖からオホーツクの方に登つていく時期もあるんですけども、とりあえず私たちはここはコントロール出来ないので、今、目の前に適正な水温があるときに、放流しようということで、今、ふ化場を個別に回りまして、何とかその時期に合わせて放流するよう努力してくれないかということで、今お願いをしている最中です。具体的には2月の下旬から4月の上旬ぐらい、この時期に何とかお願い出来ないかということで努力していくことで、今お願いしています。先ほど大川のお話がありましたけど、大川についても、若干遅い。その範囲からするとですね。なので、少し早めにお願い出来ないかということで言っているんですけど、ただ、どこのふ化場もなんですが、魚がいっぱい登つてくれば、早い卵は少し絞らないで、その時期に合うような自分のところのふ化場の水温に合わ

せて、何日卵を置けばこの時期にふ化するから、この時期に放流出来るなんて計算してやれるんですけど、如何せんですね、魚が登ってこなくて、そのところの判断をどうするかというのが、なかなかその川の魚の様子を見ながら、ふ化場の皆様のこれまでの経験のもとにやっていただく部分というのがあって、中々難しい。さっき、大きさなのか、施設なのかとありましたけど、当然どっちも大事です。ただ、やっぱり0.8グラムぐらいだと、そこそこ立派な稚魚だなということですから、そこぐらいの育て方が多分ふ化場の方々は技術を持っているので、餌の食べ方とかですね、それである程度のサイズは、稼げるんじゃないかなというふうには考えてはいます。

○菊田委員

私が言っているのは、去年の会議とまた近くに会議があるんですけども、去年の会議で近くの定置の人に出してやる頃に、さばなんか早く来るから早く出した方がいいんではないかという意見があったんです。その時に試験場の方々は、大きく出した方がいいというのが試験場の方の意見だった。だから、そういうのもどういうふうに考えればいいんだか、私の考えとしては、沖に行く前に死んでしまったらそれで終わりでないかなと思って、そういうところをよく考えて指導してもらえば幸いだと思います。

○關会長

今の菊田委員の御意見お分かりいただいたと思うんですけども、この場で協議の結果をはっきりさせるというのは、今は馴染まないようですので、1つそこら辺を今度に委員会があるんですね。その時によく論議して内容を確認いただければと思います。よろしいでしょうか。

○菊田委員

はい。

○關会長

大変長い論議になりましたが、白石さんどうも情報提供ありがとうございました。
報告事項はこれで終わりにいたします。

—————報告事項終了—————

○關会長

本来ですね、時間があれば、地方振興事務所の情報・トピックスを短時間で御紹介いただこうと思ったんですが、今回、14時に開始した理由は、遠くの委員が遅くなると困るということで早めましたので、16時に終わるように希望がありましたので、審議はこれで終了したいと思います。

その他に移ります。事務局からお願いします。

○事務局 千葉主事

資料はお配りしていないんですけども、2点ほど御連絡がございます。

まず、全国海区漁業調整委員会の連合会の東日本ブロック会議というものがありまして、その開催方法について東京海区事務局より照会がございました。通常どおり開催する方向で考えますと、東京で開催するということになりますので、現在の東京都の新型コロナウイルス感染状況を考えまして、東京海区事務局より3つの案を提示するので、その中から開催方法を御回答いただきたいという旨ありました。

1つ目が、出席を前提に検討。2つ目として、昨年と同様書面決議による開催を希望。3つ目として、その他ということになっておりまして、事務局としては、この状況を鑑みまして、昨年同様書面決議による開催を希望として報告したいと考えております。また、あわせまして、令和4年度の通常総会に向けた要望事項についても照会が来ておりまして、こちら来月の海区委員会で協議事項として協議する予定としておりますけれども、今回、新しく委員になられた方多くいらっしゃいますので、今年度（令和3年度）に要望しております要望事項の内容を事務局で精査いたしまして、継続して要望するもの、追加で要望していくものなどをまとめまして、9月の海区委員会の通知を発送する際に、事務局（案）として事前に皆様の方にお送りしたいと思っております。

そうしまして、9月の海区の際に、協議事項として御説明させていただきたいと思っておりますので、事前に送付している事務局（案）に対して追加要望等、継続してやっても構わないなど、いろいろな御意見があればその時に御発言いただければと思います。

事務局からは以上です。

○關会長

はい ありがとうございました。

他にございませんか。

なければ、事務局より事務連絡をお願いします。

○事務局 鈴木総括次長

事務局から、次回の委員会の開催日時について、連絡いたします。

次回は、9月2日、木曜日、午後2時00分から、場所は今回と同じく県庁9階第一会議室で開催予定です。事務局からは以上です。

○關会長

本日予定しておりました議題は、以上で全て終了しましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。

○事務局 鈴木総括次長

關会長、委員の皆様、本日はありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

《議決（決定）事項》

審議事項

- (1) 秋さけ固定式刺し網漁業の制限に関する委員会指示（案）について
- (2) あわび漁業及びさより機船船びき網漁業の制限措置（案）等について

協議事項

海区漁業調整委員会交流会について

報告事項

- (1) 第35回太平洋広域漁業調整委員会について
- (2) 令和2年度さけ来遊状況及び令和3年度さけ来遊予測について

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会長

關哲夫

署名委員

菊田 寛

署名委員

舩田 あゆみ

書記

千葉 みゆき

